

○環境省告示第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る排出基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）第四条の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年六月一日から適用する。

平成二十六年 月 日

環境大臣 石原 伸晃

第一の一中「及びベンゼン」を「、ベンゼン及び一・四―ジオキサン」に改め、「得られた懸濁液を」の下に「三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、」を加え、「グラスファイバーフィルターペーパー（GFP）」を「メンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起らない材質のものに限る。）」に、「ろ過した後の溶液（ろ過が著しく困難な場合は、当該懸濁液を毎分約三千回転で二十分間遠心分離した後の上澄み液）」を「ろ過した溶液」に改め、第一の一の表試料の項中「日本工業規格Z八八〇一（一九九四）」を「日本工業規格Z八八〇一一（二〇〇六）」に改め、同表試料液の項中「純水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数を七八以上八・三以下となるようにしたもの」を「水（日本工業規格K〇五五七（一九九八）に規定す

るA三又はA四のものをいう。以下同じ。)に、「純水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの」を「水」に改め、同項口の次に次のように加える。

ハ イ及びロにおいて用いる容器の容積は溶媒の体積のおおむね二倍とする。

第一の一の表溶出の項中「連続して」の下に「水平に」を加える。

第一の二中「純水」を「水」に改める。

第二の表三の項から八の項までの規定中「日本工業規格K〇一〇二(一九九八)」を「日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)」に改め、同表九の項中「日本工業規格K〇〇九三(一九九五)」を「日本工業規格K〇〇九三(二〇〇六)」に改め、同表一一の項から一三の項まで及び一七の項から一九の項までの規定並びに三二の項中「日本工業規格K〇一〇二(一九九八)」を「日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)」に改め、同項の次に次のように加える。

三三 一・四―ジオキサン

水質環境基準告示付表七に掲げる方法(ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を二十ミリリットル以上二百ミリリットル未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)

第二の表備考中「及び第三一号」を、「第三一号及び第三三号」に、「日本工業規格K〇一二五（一九九五）の二の（八）に定めるもの」を「日本工業規格K〇五五七（一九九八）に規定するA三又はA四のもの」に改める。

別表第一(一)ホ及びト中「純水」を「水」に改め、同表(三)イ中「毎分約三千回転」を「三千重力加速」に、「純水」を「水」に改め、同表(三)ロ及び二並びに(四)中「純水」を「水」に改める。

別表第二(一)イ中「蒸留水又はイオン交換水」を「水」に改め、同表(二)中ニからトまでを削り、チをニとし、同表(二)ロ中「カラム充てん剤」を「カラム充填剤」に改め、同表(二)リを同表(二)ホとし、同表(三)ハイ中「水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの（注十三）」を「水」に改め、同表(三)ハ(ロ)中「水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの（注十三）」を「水」に改め、同表(三)ハ(ニ)中「上澄み液約二十ミリリットルを、あらかじめ紙を装着したる紙ホルダーを接続しておいたガラス製注射筒（容量二十ミリリットルのもの）の外筒に静かに採り、注射筒の内筒を押し、空気及び始めの数ミリリットルを排出し、次に共栓付試験管（容量二十五ミリリットルのもの）にろ液」を「混合液」に改め、「（注十六）」を削り、同表(三)ニ(イ)中「ろ液」を「検液」に改め、同表(三)ニ(ロ)中「注十七」を「注十五」に改め、同表(三)ニ(ハ)中「注十八」を「注十六」に改め、同表(三)中（注十三）を削り、（注

十四)を(注十三)とし、(注十五)を(注十四)とし、(注十六)を削り、(注十七)を(注十五)とし、(注十八)を(注十六)とし、同表(四)中「注十九」を「注十七」に改め、同表(四)(注十九)を同表(四)(注十七)とする。